

移住・定住者向け

飯塚市住宅ローン支援メニューのご案内

飯塚市では、嘉飯圏域定住自立圏（飯塚市・嘉麻市・桂川町）の移住・定住の取組みで横浜幸銀信用組合と協定を締結し、移住・定住者の住宅ローンに対する支援を実施しています。

嘉飯圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)限定 住宅ローン特別金利

年0.1%金利優遇

◆住宅ローンの商品概要



横浜幸銀信用組合

対象	下記、すべてを満たす個人のお客様が対象となります。 <input type="checkbox"/> 借入申込時年齢満20歳以上65歳未満の方で、完済時年齢満85歳以下の横浜幸銀信用組合の組合員の方、組合員加入資格のある方 <input type="checkbox"/> 安定継続した収入がある方 <input type="checkbox"/> 長期火災保険に加入頂ける方 <input type="checkbox"/> 横浜幸銀信用組合の審査可決となる方
目的	<input type="checkbox"/> 住宅新築資金 <input type="checkbox"/> 土地付住宅(新築・中古)およびマンション等の分譲住宅(新築・中古)の購入 <input type="checkbox"/> 住宅建設予定地の購入 <input type="checkbox"/> 住宅ローン借換え資金 <input type="checkbox"/> 住宅購入と同時に使う住宅リフォーム資金 <input type="checkbox"/> 住宅リフォーム資金 <input type="checkbox"/> 上記に対する付帯工事費(門扉、造園、車庫、太陽光パネル設置、エコ設備等)や諸費用(登記費用、火災保険料、仲介手数料等)
お申込金額	<input type="checkbox"/> 100万円以上6,000万円以内(10万円単位)
ご融資期間	<input type="checkbox"/> 最長40年以内(借換資金、増改築資金等の場合は、別途規定の返済期間を適用します。)
ご返済方法	<input type="checkbox"/> 元利均等分割返済。ボーナス月増額返済の併用もできます。 <input type="checkbox"/> ボーナス返済部分の元金はお借入額の50%までとします。
内容	<input type="checkbox"/> 住宅ローンの基準金利を0.1%引き下げる。

(注) 利率や審査基準は変わることがあります。詳細は金融機関へお尋ねください。

【お問い合わせ】

横浜幸銀信用組合 飯塚支店

住所：飯塚市新飯塚12-16

TEL：0948-22-7007

0120-86-1493



【相談受付時間】平日9:00～17:00

飯塚市住宅取得補助事業のご案内

《飯塚市戸建て中古住宅取得補助金》

■補助金の額

購入費※の 100 分の 10 (千円未満切捨て) + 子ども加算 10 万円×人数

※消費税を除きます。

- 「購入費の 100 分の 10」の額が 30 万円を超えるときは「30 万円」です。
- 申請日において、世帯員に満 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者（申請者の 2 親等内の親族に限る）が含まれている場合は、1 人につき 10 万円が加算されます。ただし、補助金の上限は購入費（消費税等を除く）までです。

詳細はこちら



■交付対象者の要件（主なもの）

- 自ら居住するために築 10 年を経過した戸建て中古住宅を購入し、その住宅に居住する方
- 取得するマイホームに 5 年を超えて定住する方

■補助対象となる住宅の要件

- 築 10 年を経過した戸建て中古住宅
- 購入契約後もしくは転居後 1 年を経過していない中古住宅

《飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金》

詳細はこちら



■補助金の額

基本額 100 万円 + 子ども加算 10 万円×人数

- 申請日において、世帯員に満 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者（申請者の 2 親等内の親族に限る。）が含まれている場合は、1 人につき 10 万円が加算されます。
- 購入費（消費税を除く）が上限です。
※他の補助金等を併用する場合は、その補助金等の額を合算します。

■交付対象者の要件（主なもの）

- 令和年 2 年 4 月 1 日以後住宅取得の契約をし、その住宅に居住する方
- 転入後 3 年以内に住宅を取得する契約をし、その住宅に居住する方（転入前の契約も対象になります）
- 転入前 3 年以上筑豊地域外に居住していた方
- 取得するマイホームに 5 年を超えて定住する方

■補助対象となる住宅の要件

- 住宅を取得した契約日が令和 2 年 4 月 1 日以後の住宅
- 新築住宅、中古住宅
- 取得後もしくは転居後 1 年を経過していない住宅

※各補助事業については、その他条件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

飯塚市 都市建設部 建設政策課 住環境整備係

TEL : 0948-22-5515 • FAX : 0948-22-6271

これは令和 7 年度作成の広告です。内容は、年度替わり等により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。